

「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書

衆議院において「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」と、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」の2法案の審議が5月26日から始まった。

前者の「国際平和支援法案」は、多国籍軍などへの後方支援を随時可能にする新法であり、また、後者の「平和安全法制整備法案」は、自衛隊法、国連平和維持活動（PKO）協立法、周辺事態安全確保法（重要影響事態安全確保法に名称変更）、武力攻撃事態法、国家安全保障会議（NSC）設置法など、10の法改正に及ぶ内容となっている。

この「安全保障関連法案」は、昨年7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定及び本年4月末の「日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）」を受け、これを実現するための法整備であり、基本的かつ大きな問題として、自衛隊が、日本（周辺）有事に限らず、平時から緊急事態に至るまで、いつでも世界のどこでも、自らの武力を行使することを可能とし、米国を始め戦争を遂行する他国軍への軍事支援を行うことを可能とするものであることは明らかである。

このような、これまでの安全保障・国防方針を大きく転換するような法案であるにも関わらず、国会における審議では、法律の解釈、様々な判断基準、現状認識など、どれひとつをとっても分かりにくく、それに対する明確な説明もされていない。

6月4日の衆院憲法審査会では憲法学者3人が集団的自衛権行使容認は違憲と判断している。今、安政法制を巡る世論や有識者の意見に真摯に向き合うことが必要であることは言うまでもない。

よって、町田市議会は、この「安全保障関連法案」について、今国会で強行採決することなく、国民主権と議会制民主主義における、あるべき立法手続を踏まえ、慎重かつ十分な審議を行い、正確な情報を明らかにし、国民に対する十分な説明責任を果たすことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。